

保護者様

同封の施設等利用給付認定通知書の認定理由毎の注意事項をまとめております。

必ずご一読いただき、認定理由や認定期間等に変更が生じる場合は、早急に申し出てください。

上記変更が生じたにもかかわらず、早急に申し出られなかった場合や、「認定を希望する期間中に保育を必要とする事由」を確認できる書類に誤りがあった場合には遡って認定を取り消し、支給済みの施設等利用費の返還を求める可能性があります。

なお、下記注意事項に記載のある、施設等利用給付認定の取り決めと、認可保育施設等の入所申し込みに必要な教育・保育給付認定の取り決めは異なる部分がございます。

認可保育施設等の入所を申し込まれている方や、施設等利用給付認定を受けた児童の兄弟姉妹が認可保育施設等を利用している方は、教育・保育給付認定における注意事項もご一読いただき、申請等の漏れがないようご注意ください。

※教育・保育給付認定の注意事項は、播磨町ホームページに掲載しております。

ホーム>子育て・教育>子育て>教育・保育施設（保育園・認定こども園）>保育所入所申込書  
（播磨町ホームページ掲載箇所 QR コード）



## ○注意事項（必ずお読みください）

### 【求職活動中の方へ】

求職活動事由での認定期間は90日を経過する日が属する月の末日までとなっております。

有効期限以降も引き続き認定を希望される方は認定期間中に勤務（内定）休業証明書もしくは求職活動報告書（ハローワークにおける求人申込や職業相談、採用選考を受けたことが確認できる資料の添付が必要）等の「認定を希望する期間中に保育を必要とする事由」を確認できる書類及び施設等利用給付認定変更申請書をご提出ください。

### 【妊娠中・産休中の方へ】

妊娠・出産事由での認定期間は出産日※1から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなっております。認定期間後、育児休業に入られる場合、現在、施設等利用費の支給対象施設を利用中の児童については、一定期間育児休業を取りながら、施設等利用給付認定を受けることが可能ですので、育児休業期間等の記載のある勤務（内定）休業証明書及び施設等利用給付認定変更申請書をご提出ください。

また、上記の育児休業に入らない場合、引き続き認定を希望される方は認定期間中に勤務（内定）休業証明書もしくは求職活動報告書等の「認定を希望する期間中に保育を必要とする事由」を確認できる書類及び施設等利用給付認定変更申請書をご提出ください。

※1 実際の出生日が母子手帳の分娩予定日と異なる場合、認定期間は実際の出生日から8週後の月末となります。

### 【育児休業中の方へ】

育児休業中の方の施設等利用給付認定の認定期間は、育児休業の対象児童が満1歳に達する日以降の最初の3月31日までです。

有効期限以降も引き続き認定を希望される方は認定期間中に勤務（内定）休業証明書もしくは求職活動報告書等の「認定を希望する期間中に保育を必要とする事由」を確認できる書類及び施設等利用給付認定変更申請書をご提出ください。

### 【その他】

※新3号認定とは・・・子ども・子育て支援法上、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であって、住民税の内、町民税が非課税である世帯（保護者が非課税である場合でも、祖父母等が同居しており、町の基準において祖父母等の収入にて生計を成り立たせていると判断される場合は、祖父母等の課税状況も含める）に属するまたは、生活保護を受給しているもしくは、児童福祉法上に規定される里親を保護者とする場合で、「認定を希望する期間中に保育を必要とする事由」を町に申請している児童を「新3号認定子ども」といいます、

新2号認定とは・・・子ども・子育て支援法上、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって、「認定を希望する期間中に保育を必要とする事由」を町に申請している児童を「新2号認定こども」といいます。

(お問い合わせ)

播磨町役場 福祉グループ

社会児童福祉チーム

施設等利用給付担当

TEL : 079-435-2362